

資源循環局栄工場焼却設備（屋内部）撤去工事請負契約に関する紛争の仲裁判断について

1 工事概要

工事名 資源循環局栄工場焼却設備（屋内部）撤去工事
工事内容 焼却設備撤去、建築物解体、附帯工事
請負業者 戸田建設株式会社
請負金額 1,344,000,000 円（税抜：落札工事代金 1,280,000,000 円）
工期 平成 18 年 6 月 23 日から平成 20 年 7 月 31 日まで

2 紛争の概要

請負人（戸田建設株式会社）は、工事に伴い発生した産業廃棄物の数量が、契約に際して横浜市が提示した参考数量を著しく超過したとして、本市に対し、追加工事代金として 210,053,116 円（後に 166,800,415 円に変更）、及び完済に至るまでの利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払いを求めるため、建設業法に基づく紛争処理の申請を、神奈川県建設工事紛争審査会に対して行いました。

この申請に対し、本市は、申請の棄却を求めました。

3 審査会の仲裁判断の内容

(1) 仲裁判断

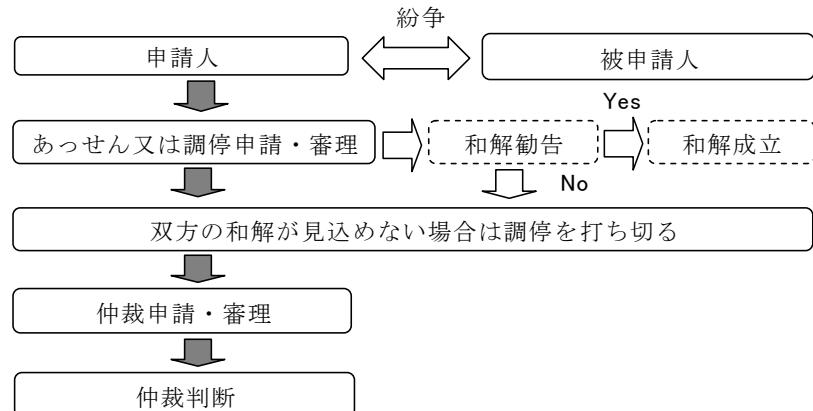
申請人の申請を棄却する。

(2) 主な判断の理由

- ア プラントの解体工事は工事量等の特定が困難であることから、申請人は入札時の積算では数量に増減があることを想定していた。
- イ 本件契約は概算請負でなく定額請負であり、著しい事情の変更があったときを除いて、追加工事があったとしてもその費用を請求することは許されない。
- ウ 申請人が追加に要した金額は 46,944,254 円で、落札工事代金 1,280,000,000 円の約 3.7% に過ぎないものであり、申請人が想定すべきであった数量等の増減の範囲内の金額と判断できる。

参考

1 神奈川県建設工事紛争審査会における審理フロー



【関係法令】

・建設業法

第 25 条

建設工事の請負に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。

2 建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、この法律の規定により、建設工事の請負に関する紛争（以下「紛争」という。）につきあっせん、調停及び仲裁（以下「紛争処理」という。）を行う権限を有する。

3 審査会は、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）及び都道府県建設工事審査会（以下「都道府県審査会」という。）とし、中央審査会は国土交通省に、都道府県審査会は、都道府県に置く。

第 25 条の 19 第 4 項

審査会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）の規定を適用する。

・仲裁法

第 45 条第 1 項

仲裁判断（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。

2 本件審査の経緯

平成 20 年 11 月 5 日 請負人（申請人）は、実績数量が参考数量を著しく超過したとして、本市に対し追加工事代金 210,053,116 円の支払いを求めて、審査会に調停を申請。

平成 21 年 3 月 31 日 審査会は、調停による解決の見込みがないとして、調停を打ち切り。

平成 21 年 4 月 10 日 請負人（申請人）は、調停と同様の内容で、審査会に仲裁を申請。

平成 21 年 6 月 19 日 市第 13 号議案「資源循環局発工場焼却設備（屋内部）撤去工事請負契約に関する紛争についての仲裁」を議決。

平成 21 年 9 月から 審査会において審理を計 14 回実施。

平成 23 年 6 月まで この間、請負人（申請人）は追加工事代金を 166,800,415 円に変更。

平成 24 年 7 月 30 日 審査会による仲裁判断。